

常務理事	事務長	担当者

健康保険被扶養者別居 登録 解除 変更 届

※この届出は、新たに扶養申請される方が別居のとき、すでに認定されている被扶養者が同居・別居へと変更になったとき、別居している被扶養者の住民票住所が変更となった場合に提出してください。

【添付書類】被扶養者の住民票（海外から転入した場合は、マイナンバー記載ありの住民票を添付）
「子の通学のための別居」で「登録」する場合は、学生証の写しも添付して下さい。

- 提出例・「登録」：単身赴任で被扶養者と別居になり、住民票住所が別になるとき。（海外赴任含む）
 ・「解除」：住民票住所が別だった被扶養者と同居することになり、住民票住所が同じになったとき。
 ・「登録」：通学のため被扶養者の住民票住所が別になったとき。
 ・「登録」：海外赴任に同行していた被扶養者が、住民票上、日本に転入したとき。

被保険者等	記号	番号	被保険者氏名
該当被扶養者	氏名		年齢 続柄
	氏名		年齢 続柄
	氏名		年齢 続柄
被扶養者の住民票住所 (住民票住所をそのまま転記)	〒		
「登録」「解除」のときは その理由			
事由発生日	年 月 日		

「会社都合の別居」と「配偶者の別居」「子の通学のための別居」の場合は下記の記載は必要ありません。

該当被扶養者への 生活支援者 (被保険者・3親等の 親族)の支援状況	氏名	続柄	年齢	住所	支援送金額 (1ヶ月あたり)
			〒		円
			〒		円
			〒		円

【別居の場合のご注意】

- 被保険者からの支援（送金）による年間収入額が、被扶養者（家族）の年間収入額を上回っていない場合、被扶養者として認められません。現在手渡しによる生活支援をしている方は、金融機関からの送金に変更し、受取人・振込人の確認が出来る控え等の書類を必ず保管しておいて下さい。健保が行なう検認等の際に送金控え等が提出できない場合は、被扶養者として認められません。認定の公平化、適正化のためご協力をお願いします。

上記に相違ありません。
送金控え等が提出できない場合は、資格を削除されても異議申立て致しません。

令和 年 月 日 被保険者氏名 _____

事業主の証明

この届について事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住所
事業主
氏名